

附則第二項（佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後

改正前

（育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態）

第十二条 育児休業法第十条第一項第五号の

条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。）第四条第一項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例）

第十五条 育児短時間勤務をしている職員

（以下この条及び次条において「育児短時間勤務職員」という。）についての県職員

（育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態）

第十二条 育児休業法第十条第一項第五号の

条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。）第四条第一項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

（育児短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例）

第十五条 育児短時間勤務をしている職員

（以下この条及び次条において「育児短時間勤務職員」という。）についての県職員

給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	略
県職員給与条例第十三条第一項及び学校職員給与条例第十四条第一項	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする

給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	略
県職員給与条例第十三条第一項及び学校職員給与条例第十四条第一項	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする

附則第三項（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後

改正前

（第一号任期付研究員の裁量による勤務）

第七条 略

2 前項の場合における第一号任期付研究員の勤務時間の算定については、月曜日から金曜日までの五日間（当該第一号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短

（第一号任期付研究員の裁量による勤務）

第七条 略

2 前項の場合における第一号任期付研究員の勤務時間の算定については、月曜日から金曜日までの五日間（当該第一号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短

<p>時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等」という。）に従った週休日（勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。）以外の日）において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第三条第二項の規定により一日につき七時間四十五分の勤務時間（育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。</p> <p>3 5 略</p>	<p>時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等」という。）に従った週休日（勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。）以外の日）において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第三条第二項の規定により一日につき八時間の勤務時間（育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。</p> <p>3 5 略</p>
<p>改正後</p> <p>（修学部分休業）</p> <p>第二条 修学部分休業の承認は、一週間を通じて当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされ</p>	<p>改正前</p> <p>（修学部分休業）</p> <p>第二条 修学部分休業の承認は、一週間を通じて二十時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、三十分を単位として行うものとする。</p>

附則第四項（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

る時間について、五分を単位として行うものとする。

2・3 略

2・3 略

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第一号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号中「鹿島市」を「鹿島市 神埼市 基山町」に改め、同表第二号八中「特定製品」を「消費生活用製品」に改め、同表第九号の五中「小城市」を「小城市 嬉野市 神埼市」に改め、同表第十号の二の二及び第十号の三中「小城市」を「小城市 神埼市」に改め、同表第二十五号の次に次の一号を加える。

佐賀市

- 二十五の二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの
- イ 法第十二条第一項の規定による特定路外駐車場の設置の届出を受理すること。
- ロ 法第十二条第二項の規定による届出事項の変更の届出を受理すること。
- ハ 法第十二条第三項の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- ニ 法第五十三条第二項の規定により、報告させ、又は立入検査をさせ、若しくは関係者に質問させること。

第二条の表第二十六号中「不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十条及び第三十一条」を「不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第百十六条」に改め、同表第二十七号の四中「小城市」を「小城市 嬉野市 神埼市」に、「白石町」を「白石町 太良町」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の表第二十六号の改正規定は公布の日から、同表第一号の改正規定及び附則第三項の規定は同年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条の表第九号の五、第十号の二の二、第十号の三、第二十五号の二及び第二十七号の四の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為（以下「処分等」という。）で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては当該各号の下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令の適用については、当該市町の長がした処分等又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 第二条の表第一号の改正規定の施行の際、改正後の条例第二条の表第一号の上欄に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の規定により知事がした処分等で現に効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同号の下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、当該市町の長がした処分等又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為と

みなす。
参考資料
佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

（市町等が処理する事務の範囲等）
第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号、以下この号において「法」という。）及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。） イ〜ナ 略	市町又は 広域連合 唐津市 鳥栖市 伊万里市 鹿島市 神埼市 基山町
---	--

二 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号、以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ・ロ 略 ハ 法第四十二条第一項の規定により、消費生活用製品を提出すべきことを命ずること。	各市
---	----

三〜九の四 略	
九の五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号、以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ〜ホ 略	佐賀市 唐津市 小城市 嬉野市 神埼市
九の六〜十の二 略	
十の二の二 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一〇一号、以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ〜二 略	佐賀市 伊万里市 小城市 神埼市
十の三 商工会及び商工会議所	佐賀市 伊万里市

改正前

（市町等が処理する事務の範囲等）
第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号、以下この号において「法」という。）及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。） イ〜ナ 略	市町又は 広域連合 唐津市 鳥栖市 伊万里市 鹿島市
---	----------------------------------

二 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号、以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ・ロ 略 ハ 法第四十二条第一項の規定により、特定製品を提出すべきことを命ずること。	各市
--	----

三〜九の四 略	
九の五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号、以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ〜ホ 略	佐賀市 唐津市 小城市
九の六〜十の二 略	
十の二の二 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一〇一号、以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ〜二 略	佐賀市 伊万里市 小城市
十の三 商工会及び商工会議所	佐賀市 伊万里市

二十八略	<p>による小規模事業者の支援に 関する法律(平成五年法律第 五十一号。以下この号におい て「法」という。)に基づく 事務のうち次に掲げるもの イ〜ト 略</p> <p>十一〜二十五 略</p> <p>二十五の二 高齢者、障害者等 の移動等の円滑化の促進に関 する法律(平成十八年法律第 九十一号。以下この号におい て「法」という。)に基づく 事務のうち次に掲げるもの イ 法第十二条第一項の規定 による特定路外駐車場の設 置の届出を受理すること。 ロ 法第十二条第二項の規定 による届出事項の変更の届 出を受理すること。 ハ 法第十二条第三項の規定 により、必要な措置をとる べきことを命ずること。 ニ 法第五十三条第二項の規 定により、報告させ、又は 立入検査をさせ、若しくは 関係者に質問させること。</p> <p>二十六 河川法第十六条の三第 三項の規定により市町長が知 事に代わってその権限を行う こととした河川に係る国土交 通省所管の不動産について、 不動産登記法(平成十六年法 律第二百二十三号)第十六条 の規定により、その登記の嘱 託を行うこと。</p> <p>二十七〜二十七の三 略</p> <p>二十七の四 地方自治法(以下 この号において「法」という) に基づく事務のうち次に掲げ るもの イ・ロ 略</p>	<p>里市 小城市 神埼市</p> <p>佐賀市</p> <p>佐賀市 唐津 市 鳥栖市 多久市 伊万 里市 武雄市 小城市 嬉 野市 神埼市 みやき町 玄海町 有田 町 白石町 太良町</p>
二十八略	<p>による小規模事業者の支援に 関する法律(平成五年法律第 五十一号。以下この号におい て「法」という。)に基づく 事務のうち次に掲げるもの イ〜ト 略</p> <p>十一〜二十五 略</p> <p>二十六 河川法第十六条の三第 三項の規定により市町長が知 事に代わってその権限を行う こととした河川に係る国土交 通省所管の不動産について、 不動産登記法(明治三十二年 法律第二十四号)第三十条及 び第三十一条の規定により、 その登記の嘱託を行うこと。</p> <p>二十七〜二十七の三 略</p> <p>二十七の四 地方自治法(以下 この号において「法」という) に基づく事務のうち次に掲げ るもの イ・ロ 略</p>	<p>里市 小城市</p> <p>佐賀市 伊万 里市</p> <p>佐賀市 唐津 市 鳥栖市 多久市 伊万 里市 武雄市 小城市 嬉 野市 神埼市 みやき町 玄海町 有田 町 白石町</p>

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第一二二号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例(平成十二年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号中「一万二千元」を「一万七千元」に改め、同表第四十五号のイ中「八千五百円」を「七千六百元」に、「八千元」を「七千五百円」に改め、同号のロ中「六千七百元」を「六千元」に、「六千二百円」を「五千五百円」に改め、同表第四十九号のイ中「二万円」を「九千元」に、「九千五百円」を「八千五百円」に改め、同号のロ中「九千四百円」を「八千四百円」に、「八千九百元」を「七千九百元」に改め、同号のハ中「二万円」を「九千元」に、「九千五百円」を「八千五百円」に改め、同号のニ中「一万円」を「九千円」に、「九千五百円」を「八千五百円」に改め、同号のホ中「九千四百円」を「八千四百円」に、「八千九百元」を「七千九百元」に改め、同表第八十号中「二万三千元」を「二万七百元」に、「二万二千五百円」を「二万二千元」に改め、同表第九十五号の四中「第百十五条の二十九第二項」を「第百十五条の三十五第二項」に、「三万二千元」を「二万円」に改め、同表第九十五号の五中「第百十五条の二十九第三項」を「第百十五条の三十五第三項」に改め、同表第百十三号、第百十四号、第百十五号及び第百十六号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同表第百七十一号を次のように改める。

百七十一 削除

別表第一第二十三号のイ中「四千元」を「三千九百元」に改め、同号のロ中「五千三百円」を「五千二百円」に改め、同表第二百十四号中「千百元」を

「千円」に改め、同表第二百五号中「二千九百元」を「二千八百円」に改め、同表第二百十六号中「千九百元」を「千八百円」に改め、同表第二百四十六号の二を削り、同表第二百九十五号のイの(1)中「一万五千七百元」を「一万六千五百円」に改め、同号のイの(2)の(7)中「一万五千五百円」を「一万三千二百円」に改め、同号のイの(2)の(イ)中「一万三千円」を「一万四千二百円」に改め、同号のイの(2)の(ウ)中「一万五千七百元」を「一万六千五百円」に改め、同表第三百八十六号中「第十八条の五第十項又は第三十八条の五第八項」を「第十九条第十一項又は第三十八条の五第九項」に改め、同表第三百八十七号中「第十八条の五第十一項第四号又は第三十八条の五第九項第四号」を「第十九条第十二項第四号又は第三十八条の五第十項第四号」に改め、同表第三百九十七号中「一万五千円」を「一万六千九百元」に改め、同表第四百七号の二の次に次の四号を加える。

<p>四百七の三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第五条第一項から第三項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の認定を申請する者</p>	<p>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該申請に併せて建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六十一条の規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するとき)、建築基準法施行条例(昭和四十六年佐賀県条例第二十五号)別表第一号に掲げる額(当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第一号の二に掲げる手数料を加算した額)の手数料を</p>	<p>認定申請のとき</p>
<p>加算した額) イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第二号、第四号及び第五号に規定する基準に適合すると認められた計画(以下「事前審査適合計画」という。)である場合、次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が二百平方メートル以内のもの 九千円</p> <p>(2) 床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 一万五千元</p> <p>(3) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 二万五千元</p>				

(4) 床面積の合計が千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの 三万五千円
 (5) 床面積の合計が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 六万二千円
 (6) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 十万四千元
 (7) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 十七万円
 (8) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの 二十万八千元
 (9) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの 二十万二千円
 □ イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の

区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 (1) 床面積の合計が二百平方メートル以内のもの 五万六千円
 (2) 床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 十二万九千元
 (3) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 二十万四千元
 (4) 床面積の合計が千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの 四十万二千元
 (5) 床面積の合計が三千平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの 七十一万五千円
 (6) 床面積の合計が五万平方メートルを超え一百万平方メートル以内のもの 百二十二万四千元
 (7) 床面積の

<p>四百七の四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>イ 次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該申請に併せて建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するとき、建築基準法施行条例別表第一号に掲げる額(当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第一号の二に掲げる手</p>	<p>変更認定申請のとき</p>	<p>合計が一平方メートルを超え二平方メートル以内のもの 二百二十六万円</p> <p>(8) 床面積の合計が二平方メートルを超え三平方メートル以内のもの 三百二十万九千円</p> <p>(9) 床面積の合計が三平方メートルを超えるもの 三百九十六万円</p>	<p>敷料を加算した額)の手数を加算した額)</p> <p>(1) 床面積の合計が二百平方メートル以内のもの 九千円</p> <p>(2) 床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 一万五千円</p> <p>(3) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 二万五千円</p> <p>(4) 床面積の合計が千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの 三万五千円</p> <p>(5) 床面積の合計が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 六万二千円</p> <p>(6) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 十万四千元</p> <p>(7) 床面積の合計が一</p>
--	--------------------------------	-----------------------------	---	------------------	--	---

平方メートルを超え二
 万平方メー
 トル以内の
 もの 十七
 万円
 (8) 床面積の
 合計が二万
 平方メート
 ルを超え三
 万平方メー
 トル以内の
 もの 二十
 万八千円
 (9) 床面積の
 合計が三万
 平方メート
 ルを超える
 もの 二十
 二万二千円
 □ 長期優良住
 宅の普及の促
 進に関する法
 律第六条第一
 項第一号に係
 る変更がある
 場合(変更に
 係る長期優良
 住宅建築等計
 画が事前審査
 適合計画であ
 る場合を除く)
 イに定める
 額に次に掲げ
 る建築物の計
 画の変更に係
 る部分の床面
 積の合計の区
 分に応じ、そ
 れぞれ次に定
 める額を加算
 した額
 (1) 床面積の
 合計が二百
 平方メート
 ル以内のも
 の 三万九
 千円
 (2) 床面積の
 合計が二百
 平方メート

ルを超え五
 百平方メー
 トル以内の
 もの 十
 万
 円
 (3) 床面積の
 合計が五百
 平方メート
 ルを超え千
 平方メート
 ル以内のも
 の 十六万
 円
 (4) 床面積の
 合計が千平
 方メートル
 を超え三千
 平方メート
 ル以内のも
 の 三十三
 万円
 (5) 床面積の
 合計が三千
 平方メート
 ルを超え五
 千平方メー
 トル以内の
 もの 六十
 万四千円
 (6) 床面積の
 合計が五千
 平方メート
 ルを超え一
 万平方メー
 トル以内の
 もの 百五
 万七千円
 (7) 床面積の
 合計が一
 万平方メート
 ルを超え二
 万平方メー
 トル以内の
 もの 百九
 十八万円
 (8) 床面積の
 合計が二
 万平方メート
 ルを超え三
 万平方メー
 トル以内の

四百七の五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九条第一項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者

譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

次に掲げる建築物の譲受人の決定に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 床面積の合計が二百平方メートル以内のもの 六千円

ロ 床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 九千円

ハ 床面積の合計が五百平方メートルを超え一平方メートル以内のもの 一万四千元

ニ 床面積の合計が千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの 一万九千元

ホ 床面積の合計が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 三万三千元

ヘ 床面積の合計が五千平方メートルを超え一平方メートル以内のもの 五万四千元

ト 床面積の合計が一平方メートルを超え二平方メートル以内のもの

変更認定申請のとき

四百七の六 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	地位の承継の承認を申請する者	地位承継承認申請手数料	六千円	承認申請のとき
			もの 八万七千円 チ 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの 十万六千円 リ 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの 十一万二千元	

別表第一第四百八号中「第五条第一項及び第十六条の二第一項」を「第五条第一項及び第二項並びに第十六条の二第一項及び第二項」に改め、同表第四百九号中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同表第四百十号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同表第四百十一号の次に次の二号を加える。

四百十一の二 教育職員免許法第九条の二第一項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請に対する審査	普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を申請する者	教育職員普通免許状又は教育職員特別免許状の有効期間更新申請手数料	三千三百円	更新申請のとき
四百十一の三 教育職員免許法第九条の二第五項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請に対する審査	普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を申請する者	教育職員普通免許状又は教育職員特別免許状の有効期間延長申請手数料	千七百円	延長申請のとき

別表第一第四百十三号の次に次の三号を加える。

<p>四百十三の二 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。次号及び第四百十三号の四において「改正法」という。）</p> <p>附則第二条第二項又は第二条第三項第三号の規定に基づく免許状更新講習の課程の修了の確認の申請に対する審査</p>	<p>教育職員免許状更新講習の課程の修了の確認を申請する者</p>	<p>教育職員免許状更新講習課程修了確認申請手数料</p>	<p>三千三百円</p>	<p>確認申請のとき</p>
<p>四百十三の三 改正法附則第二条第四項の規定に基づく免許状更新講習修了確認期限の延期の申請に対する審査</p>	<p>教育職員免許状更新講習修了確認期限の延期を申請する者</p>	<p>教育職員免許状更新講習修了確認期限延期申請手数料</p>	<p>千七百円</p>	<p>延期申請のとき</p>
<p>四百十三の四 改正法附則第二条第五項の規定する免許状更新講習を受ける必要がない者であること認定の申請に対する審査</p>	<p>教育職員免許状更新講習を受ける必要がない者であること認定を申請する者</p>	<p>教育職員免許状更新講習受講免除認定申請手数料</p>	<p>三千三百円</p>	<p>認定申請のとき</p>
<p>四百六十一の二 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一項第四第二項の規定に基づく認知機能検査に係る検査を行う者に関する講習（以下この号において「認知機能検査員講習」という。）</p>	<p>認知機能検査を受けようとする者</p>	<p>認知機能検査員講習手数料</p>	<p>六百五十円</p>	<p>検査申込みのとき</p>

別表第一第四百六十一号の次に次の二号を加える。

別表第一第四百八十四号を次のように改める。

<p>四百八十四 道路交通法第八十条の二第一項第十二号の規定に基づく年齢が七十歳以上の者又は年齢が七十歳以上の特失効者に対する講習を受講しようとする者</p>	<p>年齢が七十歳以上の者又は年齢が七十歳以上の特失効者に対する講習を受講しようとする者</p>	<p>高齢者講習手数料</p>	<p>イ 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 五千八百円 （当該講習が道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一項第四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、五千三百五十円） ロ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 二千三百五十円</p>	<p>受講申込みのとき</p>
---	--	-----------------	--	-----------------

別表第一第四百八十六号中「二千七百五十円」を「二千六百五十円」に改め、同表第四百九十二号中「二万六千円」を「二万三千円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 別表第一第四百十三号から第十六号までの改正規定、同表第二百四十六号の二を削る改正規定並びに同表第三百八十六号及び第三百八十七号の改正規定 公布の日